

令和 2 年 第 7 回 教 育 委 員 会 定 例 会

令和 2 年第 7 回教育委員会定例会が令和 2 年 7 月 17 日午前 9 時 30 分に招集された。出席委員、議事の概要は次のとおり。

- | | | |
|--------|---------------------|---------------|
| 1 日 時 | 令和 2 年 7 月 17 日 (金) | 午前 9 時 30 分から |
| 2 場 所 | 健康センター | 第 2 会議室 |
| 3 付議案件 | 別紙議事日程のとおり | |
| 4 出席委員 | 坂 田 篤 | (教育長) |
| | 宮 川 保 之 | (教育長職務代理者) |
| | 粕 谷 衛 | (委員) |
| | 兵 頭 扶美枝 | (委員) |
| 5 事務局 | 渡 辺 研 二 | (教育部長) |
| | 中 山 兼 一 | (教育部参事) |
| | 細 山 克 昭 | (教育総務課長) |
| | 綾 乃 扶 子 | (生涯学習スポーツ課長) |
| | 馬 場 一 平 | (統括指導主事) |
| | 柴 崎 大 輔 | (指導主事) |
| 6 書 記 | 野 中 大 輔 | (教育総務課庶務係長) |
| | 島 崎 節 子 | (教育総務課庶務係主任) |

令和2年第7回清瀬市教育委員会定例会議事日程

令和2年7月17日
午前9時30分

- 日程第1 会議録署名委員の指名(粕谷委員)
- 日程第2 教育長報告
- 日程第3 教育委員報告
- 日程第4 議案第24号 清瀬市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則について
- 日程第5 議案第25号 清瀬市スポーツ推進委員の選任について
- 日程第6 報告事項1 新型コロナウイルス感染症対策関連について
- 日程第7 報告事項2 令和2年度清瀬市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について(令和元年度分)
- 日程第8 報告事項3 コミュニティハウス事業の進捗について
- 日程第9 その他 今後の日程について

議事の日程並びに議事の概要並びに議決事項

開会

坂田教育長が開会を宣言

日程第1 会議録署名委員の指名

坂田教育長が粕谷委員を指名

日程第2 教育長報告

○清瀬中学校教育委員会訪問

日程第3 教育委員報告

(兵頭委員)

清瀬第二中学校、清瀬中学校の学校訪問をさせていただきました。それぞれ校長と直接顔を合わせてお話を聞く事はすごく大事なことで感じました。また保護者もやはり顔合わせが出来ない状況で、夏休み等を利用して面談が計画されていると思います。やはり顔を合わせる事は、大事なことで改めて思いました。

(坂田教育長)

ありがとうございます。粕谷委員。

(粕谷委員)

特にございません。

日程第4 議案第24号 清瀬市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則について

(坂田教育長)

日程第4 議案第24号、清瀬市教育委員会表彰の一部を改正する規則について。教育総務課長よりお願いします。

(細山教育総務課長)

議案第24号 清瀬市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則について。これまで表彰推薦調書を作成するときに、基準日、基準期間の定めがありませんでした。そのため基準日並びに期間を設定するため改正をお願いするものでございます。

改正の具体的な内容でございます。規則の第4条の中に、前年の10月1日から、その翌年の9月30日までの期間を新たに加えるものでございます。表彰推薦調書で

ございますが、11月に各学校に依頼を行います。その依頼する段階で、この期間に該当する方について、推薦をお願いするものでございます。

施行日につきましては交付の日からとしてございます。

(坂田教育長)

ご質問、ご意見をお受けいたします。粕谷委員、どうぞ。

(粕谷委員)

これまで、期日がないことにより、推薦調書が表彰審査会の後にも提出されていたなどがあったという事ですか。

(坂田教育長)

教育総務課長、これまでの状況等説明できますか。

(細山教育総務課長)

昨年の例で申し上げますと、表彰審査会の後に2件から3件の追加がありました。審査会が終了しておりますので、書面により事務局で審査し、その後に委員の皆様方でご判断いただいております。今回の改正によりまして、その様な事が無くなると考えております。

(坂田教育長)

わかりました。粕谷委員いかがでしょうか。

(粕谷委員)

本来は期日があるべきだった項目を、正しい形にするという事ですね。

(坂田教育長)

そのとおりです。兵頭委員。

(兵頭委員)

期日があるのは良いのですが、9月30日までですと、年度の半分位までです。例えば中学三年生ですと、中学校での活躍は在学中に表彰してあげたいと感じます。もう一つは、無遅刻無欠席の学校生活を送った生徒が、表彰対象であったと思うのですが、その点はどうなるのでしょうか。

(坂田教育長)

中学三年生の表彰、また無遅刻無欠席の取り扱いについて。教育総務課長。

(細山教育総務課長)

期日期間については、近隣市に状況をあたってみたところ、概ね同様の設定になっておりました。期日期間を過ぎたものについては、兵頭委員のおっしゃられる通り、翌年度、高校生になった候補者へ表彰を行うこととなります。無遅刻無欠席ですが、近隣の状況を確認しますと、対象から外す形に進んでおります。当市といたしましても昨年度より、推薦の基準の要件から外している状況でございます。

(坂田教育長)

無遅刻無欠席は表彰の対象にならないということですね。何年前からでしょうか。

(細山教育総務課長)

昨年から変更となりました。

(坂田教育長)

昨年度から、無遅刻無欠席については対象外とのこと。兵頭委員。

(兵頭委員)

以前、様々な経緯で無遅刻無欠席を表彰対象にしたと思います。学校生活での模範、学級、学年での活躍を表彰するものだったと思うのですが、その様なことに価値を置く、模範となる児童・生徒を表彰する項目はあるのでしょうか。

(坂田教育長)

教育総務課長。

(細山教育総務課長)

ご質問での内容に一般及び児童・生徒に対して善行の項目がございます。無遅刻無欠席を対象から外すことについては、その目標のために体調が悪くても登校する場合や、クラブ活動での大会出席を学校で出席扱いにするかなど、様々な議論もございました。

(兵頭委員)

わかりました。

(坂田教育長)

日程第4 議案24号は議決事項でございますので提案についてご承認いただけますでしょうか（委員承認をうけた）。

日程第5 議案第25号、清瀬市スポーツ推進委員の選任について。綾生涯学習スポーツ課長からお願いします。

日程第5 議案第25号 清瀬市スポーツ推進委員の選任について

（綾生涯学習スポーツ課長）

議案第25号、清瀬市スポーツ推進委員の選任についてご説明いたします。令和2年3月末に1名退任しておりましたが、ここで新たに、1名を候補者として清瀬市教育委員会に選任をお願い致します。

なお、任期につきましては、条例第3条第2項に基づき、前任者の在任期間とし令和2年8月1日から令和3年3月末日といたします。資料No.2に新たな委員の氏名を記載しております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

（坂田教育長）

ご質問、ご意見をお願いします。粕谷委員。

（粕谷委員）

上野さんは普段は何をされてる方ですか、委員の状況をお教えてください。

（坂田教育長）

綾生涯学習スポーツ課長。

（綾生涯学習スポーツ課長）

上野さんは今大学4年生です。ダンスを選考されておりました、今回清瀬のスポーツ支援員とともに、キラリおうち体操を行った経緯がございます。

ご本人が是非スポーツ推進委員になりたいとのお話があり、事務局と面接をし、我々としては適任と判断して今回上程させていただいたところでございます。

（坂田教育長）

粕谷委員。

（粕谷委員）

わかりました。スポーツ推進委員の構成ですが、年齢的に少し上の方に偏っていたように記憶しますが、若い方が入られてバランスが良くなったのでしょうか。

（坂田教育長）

委員の年齢の構成等はどうなのでしょう。

(綾生涯学習スポーツ課長)

はい。粕谷委員のおっしゃる通り、平均年齢は上がってきています。若い方が入っていただけると活動の方も活性化すると期待をしています。

(坂田教育長)

兵頭委員。

(兵頭委員)

はい。特にありません。

(坂田教育長)

私からも一点。今回の上程で、スポーツ推進委員の定数を満たしたことになりますか。

(綾生涯学習スポーツ課長)

スポーツ推進委員には定数を設けておりません。今のところ12名です。今回の上野委員が承認されますと、13名となります。担当課としましては、出来れば15名位までは増やしたいと思っています。引き続き委員の応募をしていきます。

(坂田教育長)

担当課としては後2名増やしていきたいと考えていると。もう一点。スポーツ推進委員は、ある意味では地区のスポーツリーダーとの取り扱いになっています。今、その位置付けでは無くて、イベントの補助的な役割を果たすに留まっていると思います。このスポーツ推進員の活用について。今後の展望があればお聞かせください。

(綾生涯学習スポーツ課長)

坂田教育長のおっしゃる通り、スポーツ推進委員は地区のリーダーと考えておりまして、今回の面接の時にも、地区でどのような活動をしたいか等のお話も伺わせていただいております。

現在、確かにニュースポーツや、ウォーキング等、担当を設けて活動していただいております。しかし、なかなか地域に還元されないというところがありますので、そういったところを今後、委員会の中で話し合っていきたいと考えております。

(坂田教育長)

おそらくその様な状況も含め、今回の事務事業の点検評価に書かれると思うのですが、今後、計画的にぜひ検討をお願いします。随時報告をお願いします。

では、議案第 25 号についてご質問はございませんか（委員より質問なし）。

それでは議案につきまして、ご承認いただけますでしょうか（全員承認）。

日程第 6 報告事項 1、新型コロナウイルス感染症対策について。対策関連について紙面での報告といたしますが、特に説明が必要な点のみで、指導課どうぞ。

日程第 6 報告事項 1 新型コロナウイルス感染症対策関連について

(中山教育部参事)

お手元の A 3 版資料の網掛けの部分が、前回の教育委員会から変わったものです。児童・生徒の教職員等への対応の所で、初任者研修における心理面談実施といったものを新たに付け加えさせていただいております。

これは、夏の集中研修の一貫で、互助会の方から心理士を派遣していただいて、全員の面談を行う予定でございます。これがまず一つ変わったことでございます。

次に、心のケアに関する所ということで、私どもの調査の結果、コロナが不安で学校に来られないという児童・生徒が、清瀬市内で 14 名おり、出席停止扱いとしております。

次に、児童・生徒、教職員等への対応の教職員の勤務に関する事項です。これに関しましては、緊急事態宣言が解けた後に、濃厚接触者が家族にいたった状況では、学校に来るべきか、来ないべきかについて、校長からの質問が出ておりました。学校職員の家族・同居者に感染者が出た場合は、自己欠勤。学校職員の家族・同居者に濃厚接触者が出た場合は、自宅勤務を命ずることができる。といったことで、各学校長の方に説明をさせていただいております。

次に、前回ご審議いただきました学校行事関係です。最後の所ですが宿泊行事は本年度は中止とし、キャンセル料に関しましては、可能な限り市で負担をすることで動いております。私の方からご説明する内容につきましては以上です。

(坂田教育長)

生涯学習スポーツ課から何かありますか。

(綾生涯学習スポーツ課長)

学校開放についてです。6月20日より校庭及び遊び場を開放いたしました。当面中止していました体育館の方は、昨日校長会長と話し合いをもちまして、8月1日から利用を開始するような形で学校と協議を進めている段階でございます。

(坂田教育長)

8月1日から体育館を開放するというのですが、資料には記載がありませんので、付け加えていただきます様お願いします。郷土博物館は何かありますか。

(渡辺教育部長兼郷土博物館長)

特にございませぬ。

(坂田教育長)

それでは指導課の初任者研修の心理士の面談。コロナ禍による子供たちの出停の扱いの人数。教職員の勤務に関する問題で、濃厚接触者が出た場合は自宅勤務を命ずることができる規定。それと学校行事の取り扱いについての確認。生涯学習スポーツ課からは体育館開放を8月1日から行うという追加の案件。ご意見ご質問があれば、粕谷委員。

(粕谷委員)

給食の事と、指導課のA3版の資料中、コロナ不安による児童・生徒の欠席者についてです。まず、コロナ不安によるというのは、生徒自身が感じて自主的に休みたいと言っているのか、ご家族が勤めているのかのところですか。

今、学校での給食の時間は、全員が前を向いて食事を採り、私語を慎むようにとの注意を守っていると思います。知人のお子さんですが、給食が嫌だと話していたことがあります。他にも理由はあるのかもしれませんが、給食が嫌だと言って登校を渋り、欠席しているお子さんがいらっしゃる場合、それをコロナ不安にカウントしてないから、この数で収まっているのではないのでしょうか。私の知っている範囲だけでも、数人いらっしゃいます。いわゆる不登校気味のお子さんが増えているのではないかと思いました。コロナが遠因になるかもしれませんが、その辺の詳しい情報は把握されていますか。

(坂田教育長)

コロナ不安の理由で欠席になっている子供の背景ですね。不安なのは子供なのか、それとも保護者・家庭なのか。また給食を食べることが苦痛になって、登校しない等もこの中に含まれているのかとのご質問ですね。中山教育部参事。

(中山教育部参事)

この度の私どもの調査では詳細な理由は入れておらず、コロナに感染するのが怖くて、本人も含めて、ご家庭の方で判断して、出席を見合わせている人数となります。

給食の時間が苦痛で欠席になっている児童・生徒についてですが、個々の原因につきましては、各学校において把握、対応をお願いしております。お一人お一人の原因までは、今回の調査では行っておりません。

(坂田教育長)
粕谷委員。

(粕谷委員)
では、不登校の児童・生徒の数が、増えているかどうかの把握まではされてないですか。

(坂田教育長)
中山教育部参事。

(中山教育部参事)
不登校のお子さんの調査につきましては、現在、6月分の調査結果を集計しているところです。

(坂田教育長)
粕谷委員のご質問に対して、私からも付け加えてよろしいですか。多摩北部医療センターと我々は共同研究の契約を結びました。コロナが子供たちの心理的もしくは身体的に与える影響についてという研究なのですけども、学校再開直後、学校再開後1ヶ月、6ヶ月という経年で質問し、子供たちの様子を把握しようとしています。コロナが原因で欠席になった子供たちも調べられるような調査になっています。
多摩北部医療センターに連絡を取りましたら、中間データですが提供してもらえるとのことです。もうしばらくお待ちいただければ、情報は提供出来ると思います。兵頭委員。

(兵頭委員)
初任者研修時の心理士の面談が互助会からの派遣であるとの事ですが、市の教育センターの心理士さんとか、そういう方との初任者の面談などはないのでしょうか。

(坂田教育長)
中山教育部参事。

(中山教育部参事)

教育センターも相談や面談を受け付けておりますが、今のところ教員からの相談事案はありません。

(兵頭委員)

わかりました。互助会からの派遣の方も良いのですが、定期的に繋がっていかないような気がするので、例えば市内の心理士であれば、その後の継続的な相談をする場合には、その方が有効かと思いましたが聞いてみました。

先ほどの14名のコロナ不安の欠席について、発生は偏りがあるのでしょうか。この14名が満遍なく、いろいろな学校から1名等とか、少ない人数なのでしょう。それとも、どこかの学校で保護者の声が募り、多くなってるのかなど教えていただきたいと思います。

(坂田教育長)

1点目は市の心理士をもっと活用した方が良いのではとのご意見。2点目はこの14名のばらつきの問題ですね。そこについて中山教育部参事。

(中山教育部参事)

互助会の方でございますが、継続の必要な状況があればその後の面談も継続します。逆にそこで不安が生じた初任者に関しましては、次年度に管理職が変わったとしても、互助会からの心理士等が必ず確認をしに来るということがあるので、その継続性はあろうかと思えます。

市内の心理士についても、校長の方には引き続き情報提供させていただきたいと思えます。

それから14名の方でございますが、調査14学校中に7校に関しましてはゼロです。該当する学校としましても、3名、2名、1名といった形で少しずついらっしゃいます。

(坂田教育長)

これは公開の会議ですので、詳細については発言が出来ないと思えます。我々の方には、後ほど学校別のデータをいただく事でよろしく願いいたします。

私からは、市の臨床心理士をあえて活用しなかった理由はありますか。

(中山教育部参事)

都の心理士の制度があると話が入ったことによります。市の心理士の状況が要因にはなっていません。

(坂田教育長)

もう1点は、生涯学習スポーツ課の学校体育館開放は8月1日からですが、使用後の消毒について説明をお願いします。

(綾生涯学習スポーツ課長)

使用後の消毒につきましては、利用者がアルコール等の消毒液を持参し、利用者が責任をもって消毒を行っていただくような旨を、注意事項として記載しております。またチェックリストを作成し、そちらの方にもチェックをしていただくというような手法を考えております。

(坂田教育長)

消毒の徹底はぜひ周知をお願いしたいと思います。兵頭委員。

(兵頭委員)

今年度いろいろな行事が中止になっています。特に1学期は全校で集まるようなものもやっていないし、その後の行事に関しても、かなり各学校も慎重になっていると思います。

行事は全て実施してはいけないとの受け止めを学校はしがちなので、例えば人数を密にならないようだとか、工夫したうえで行事も行える事が分かるメッセージを、学校の方にも発信をしてあげたら良いのかと思います。どれもこれも出来ないというイメージを、先生たちがもってないかをちょっと心配しています。

(中山教育部参事)

保護者会等でもご説明をしておりますが、本市の方針として、行事に関しては学校全員が集まる事は避けてほしい。しかし、前回の教育委員会の中で、先生方からのお話があった通り、その趣旨を生かした形で、例えば人数を少なくしての合唱を楽しむとか、特別活動の目的に照らした形で、規模を小さくしたイベント等を学校が考えているところでございます。

(坂田教育長)

ご質問はございませんか(委員より質問意見なし)。

それでは報告事項でございますので、資料等をご確認いただいて、ご質問等があれば事務局へご連絡をお願いいたします。

日程第7 報告事項2 清瀬市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

(坂田教育長)

日程第7 報告事項2、清瀬市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について。事前に改訂版をお送りさせていただきました。ご指摘いただいた所については修正をかけさせていただいております。

冒頭に私の挨拶文を付け加えております。この内容につきましても、ご意見を頂戴出来ればと思います。また、それぞれの方向性につきましては、ここで十分な議論をする時間は無いかもしれません。どうしても改善が必要な箇所について、おひとり1点程度に絞っていただいてご発言をいただきたいと思います。

(粕谷委員)

冒頭の教育長のご挨拶が入って形になったと思います。以上です。

(兵頭委員)

オンライン会議の時に少しお話したのですが、令和元年度の点検評価は、今年度の重点項目で取り上げている方向性のみであることの説明が必要だと思います。

(坂田教育長)

ありがとうございます。事務局、ご指摘の部分を反映出来るでしょうか。

(島崎教育総務課庶務係主任)

5ページ、6ページに説明書きを加えるようにいたします。

(坂田教育長)

方向性5が令和元年度の報告書では、重点事業がなかった事と、その評価が行われなかった事が分かるようにしてください。宮川職務代理者。

(宮川職務代理者)

教育長の見識に溢れた文章の第二段落辺りに、兵頭委員がお話された事を加えたらどうかと思います。

(坂田教育長)

訂正については冒頭文又はご提案いただいた部分に説明を入れさせていただいて対応するという事といたします。以上でよろしいでしょうか？続いて宮川職務代理者お願いします。

(宮川職務代理者)

前回から差し出がましい事を申し上げて、失礼だったかと思いますが、やはり私の一念がどこにあるのかをお話をさせていただきます。1ページ目、この断り書きのところですか。この件は法律があるから、事務事業の点検評価を行うと説明をしています。そこを清瀬市は法律が有ろうと、無かろうと点検評価をやりますとし、第二段落の清瀬市においてもから清瀬市においては変更します。すでに自立的主体的にやっているとお書きいただいたらどうかと思います。

(坂田教育長)

議論の途中となりますが、本務の都合で粕谷委員が退席となります。

今、非常に貴重なご指摘をいただいたと思います。法に定められているから、行っているのではなくて、市の教育委員会として主体的に自律的に行っている点検評価であるというような書きっぷりにしようというところでございます。

有識者会議までには修正は間に合わないかもしれませんが、教育委員会からこのような意見が出ていることを、有識者会議の中でお諮りをして、文章を修正していきたいと思いますが、そういう形でよろしいでしょうか（委員の同意を受けた）。

(宮川職務代理者)

中身についても拝見いたしました。いろいろな事を申し上げて、ご苦勞をおかけしたと思います。今年度の検討は、前年度の学識有識者の方の助言をもとにして、改善していることが見えるように示したほうがよいと考えています。今回は良い方向に進んだのではないかなと思ってます。

(坂田教育長)

事務局より20ページの修正について説明をお願いします。

(島崎教育総務課庶務係主任)

20ページをご確認ください。方向性15の記載に間違いがありましたのでお手元での修正をお願いいたします。報告書は3つのパーツに分かれております。上段は単年度の事業について、中段はマスタープラン実行計画中の3ヵ年分についての4段階評価、下段には重層的な事業内容、評価の詳細を記入しております。下段内容の文章中の評価Cと修正を行いました。中段の標記の修正が漏れておりました。大変恐縮ですが、お手元の資料をCへお直しいただきますようお願いいたします。

(坂田教育長)

20ページ方向性15については、従前B評価でしたが内部で検討した結果、Cが妥当であろうとなりました。ご面倒ですけど訂正をお願いしたいと思います。それで

は日程第7について、終結してよろしいでしょうか。（委員の同意を受けた）ありがとうございました。

日程第8 報告事項3、コミュニティハウス事業の進捗について。教育部長。

日程第8 報告事項3 コミュニティハウス事業の進捗について

（渡辺教育部長）

担当課長が本日不在のため、私が代わりにご報告をいたします。コミュニティハウス事業につきまして、今年度、当初予算で仕切り直しとなりましたが、6月23日、契約のための入札が行われ、大和リース株式会社と契約締結をすることとなりました。

早速7月27日と28日で、建設予定地の地盤調査と測量を行い、10月末までには設計や各種許可申請等を完了し、11月から工事着工、来年3月末までの竣工引き渡しを目指して進めてまいります。また7月13日には、東京都と学芸大学、生涯学習スポーツ課職員と共に、コミュニティハウスの先進事例である横浜市立東山田中学校・コミュニティハウスの視察に行っていました。

ここでは自主財源を確保する取り組みとして、ファンドを設立し、市の予算とは切り離された独自の活動の財源確保を行ってまいりました。社会に開かれた教育課程の実現に向けて、最初の仕組み作りをきちんと行い、地域の行事等に顔を出し、地域住民と仲良くなる。学校とは各教員、職員と雑談から始めて、学校の声をよく聞く。そして人々がやらされていると感じない運営が大切であるとのお話を承ってまいりました。

本市におきましても、運営の参考にしていきたいと思っております。以上です。

（坂田教育長）

口頭での報告にありましたが、資料等々はございますので、折をみて委員の皆様方にご報告を申し上げたいと思います。このことについて、兵頭委員。

（兵頭委員）

東山田中学校は校長会でも視察に行っています。コミュニティの場所が学校施設の中心的なところにあって、そういうところを参考にしながら考えていくのは良い事だと思いました。3月の引渡しにむけて進んでいるとの事なので、来年度に向け新しい展望が出来たかなと思います。

（坂田教育長）

現在検討中の適正規模・適正配置の基本的な考え方が、地域との協働ですので、その基礎資料になってくるのでは無いかと思っています。

(宮川職務代理者)

今の教育長の補足もありましたように、市のマスタープランを始めとして、様々な形でより具体化、見える化がなされることは本当に素晴らしい事だと思います。

東山田中学校の運営については、財源確保についてファンドを組んでいるとの事ですが、その潤沢度や展望等の話はありましたか。もしあったら聞かせてください。

(坂田教育長)

教育部長。

(渡辺教育部長)

具体的には、コミュニティハウス内の棚スペースを貸し出し賃借料を取ったり、全国から視察が結構ございますので、視察の際に資料代を徴収したりという事ではございますが、全体的な運営費の一部にはなってしまいますけども、自助努力で財源確保をしているとは聞いております。

(坂田教育長)

個人的な考え方ですが、将来的には自立的な組織になっていくべきだろう、と思っています。いつまでも行政の支援が必要な組織ではまずいですから、ファンドの立ち上げというのは、非常に参考になるのではないのでしょうか。こちらは学芸大学と共に研究を重ねていきたいと思っています。以上で日程第8の議論を終結いたします。

日程第9 その他です。日程については記載の通りでございますが、配布資料を含め、補足追加があればお願いします。

日程第9 その他

(島崎教育総務課庶務係主任)

教育委員会訪問のタイムスケジュールについて、ご出席いただける委員の方には、後日詳細をお伝えいたします。よろしく願いいたします。

(坂田教育長)

指導課からありますか。馬場統括指導主事。

(馬場統括指導主事)

先だって4月の教育委員会の際に、研究指定校の関係の情報をお伝えしましたが、さらに追加事項としまして、清瀬第三中学校が令和2年度、3年度の人権教育推進校と最終的に決まりましたのでご報告をいたします。コロナの関係で、相手方

担当部署と進め方について調整を図っておりました。例年よりは少し軽めのボリュームで、そして来年度を通常通りとし、2年度、3年度で終結するというような方向で進めていく予定でございます。

(坂田教育長)

私からも質問で、学力格差、オリンピック・パラリンピック云々のところは、発表の義務があるのでしょうか。

(馬場統括指導主事)

今年度の中間発表については、これからまた向こうの担当部局と調整していきます。

(坂田教育長)

その他、日程について特にございませんか（委員より質問意見なし）
それでは予定されておりました議事は全て終結いたしました。全員協議会は中止とさせていただきますと思っております。また、次の機会に適正規模・適正配置について議論の時間をとりたいと思っております。

閉会

坂田教育長が閉会を宣言。

閉会 午前12時05分

令和2年7月17日

上記のとおり会議の顛末、大要を記し相違ないことを証する。

清瀬市教育委員会

教育長 坂 田 篤

委員 粕 谷 衛